

マイプラン学習講座実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は町内の団体、サークル、グループ（以下、団体等という）が自主的に行う学習会等に町が講師を派遣することにより町民の生涯学習活動の推進を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は次のとおりとする。

(1) 学習会等：次の要件を満たすものをいう。

ア 一般教養、趣味、生活、文化等の生涯学習活動を目的とした学習会、講演会、講習会等であること。ただし、スポーツに関することは除く。

イ 当日の参加者が15名以上いること。

ウ 参加者は一般公募すること。

エ 参加費は無料とすること。ただし、材料代等実費徴収は可。

(2) 講師：学習会等に必要講師、助言者、指導者をいう。

(対象となる団体等)

第3条 講師の派遣事業の対象となる団体等は次の要件を備えていなければならない。

(1) 生涯学習活動を目的とする団体等であること。

(2) 3名以上の企画運営者を有し、会員の過半数が八雲町民であること。

(3) 団体等の代表者、連絡責任者が、八雲町民であること。

(4) 団体等の規約及び会員名簿を有すること。

(5) 自ら営利事業を行い、又は、他の営利事業に団体等の名称を利用させるものではないこと。

(6) 政治団体または宗教団体でないこと。

(7) 団体等が行う事業全体の補助金としないこと。

(8) 国又は道の補助金及び町の他の補助金の交付を受けている事業については、原則として除くものとする。

2 前項に定めるもののほか、教育長が認めるもの。

(計画書及び申請書の提出)

第4条 講師の派遣を希望する団体等は、実施計画書（様式1）及び実施申請書（様式2）を提出しなければならない。

(計画の承認)

第5条 教育長は、前条の申請に基づき、その事業内容を審査し、適当と認めるものに対しては、講師派遣について決定通知書を交付するものとする。

2 当該計画の承認については、八雲町社会教育委員の意見を聴取し、教育長が決定するものとする。

3 適当でないものについては、不承認通知書を交付する。

（講師との交渉）

第6条 講師は学習課題に十分にこたえ得る講師であること。また、講師との学習内容等の交渉は、団体等が行う。ただし、団体等から講師の選定等について相談を受けたときはこれに応ずるものとする。

（講師派遣）

第7条 講師派遣の承認を決定された団体等に対しては、講師の謝金を町費で負担のうえ講師を派遣する。

（講師謝金額の決定）

第8条 町が負担する講師者金額は、学習時間、講師の知名度、参加人員、催しの性格性等を勘案して決定する。

（事業計画の変更）

第9条 講師派遣の承認を決定された後の学習会等の計画変更は教育長の承認を受けなければならない。

（報告義務）

第10条 学習会等の終了後1か月以内に、団体等は実施報告書（様式3）を提出しなければならない。

（補 則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成8年5月1日より施行する。

この要綱は、平成11年4月1日より一部改正する。

この要綱は、平成26年4月1日より一部改正する。

この要綱は、令和4年4月1日より一部改正する。